

令和2年八千代市農業委員会

第2回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和2年八千代市農業委員会第2回総会議事日程

開催日時	令和2年2月7日（金）午後1時30分～午後3時55分
開催場所	八千代市役所別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第7号，報告第1号～第4号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	農地法第5条の件（県許可分）
議案第3号	特定農地貸付けの承認の件
議案第4号	特定都市農地貸付けの承認の件
議案第5号	農地法第3条の件
議案第6号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第7号	相続性の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	会長決済事項の報告 農地法第18条の件（合意解約）
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第4号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（10名）

1 立石 猛	2 齋藤 孝一	5 加茂 太郎
6 將司 実	7 江野澤 隆之	8 浅野 正夫（遅参）
9 深山 信夫	10 石井 忠徳	12 萩原 直也
14 間野 恵一		

（欠席委員：3黒崎 玲子 4小名木 伸雄 11立石 勝則
13川嶋 和義）

◆出席農地利用最適化推進委員（10名）

1 島村隼人 2 山崎良弘 3 市川和彦
4 今井茂 5 志田啓佑 6 鈴木勉
7 石井孝治 8 村田一夫 11 立石秀夫
12 長岡勇

（欠席委員：9立石輝雄 10安原清 13蜂谷與）

◆事務局（4名）

局長 齋藤 万里子 次長 石原 雄二 主査補 青木 重憲
主事 樽見 侑樹

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今出席されております，農業委員は9名，推進委員は10名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和2年八千代市農業委員会第2回総会は成立いたしました。</p> <p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め，指名します。</p> <p>12番 萩原委員，14番 間野委員，両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2，議案第1号から議案第7号及び報告第1号から報告第4号をもって，本日の議題とします。</p> <p>この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承ください。</p>
議長	<p>◆日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は，議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件，本議案につきましては，申請人が来ておりますので，入室を認めます。</p> <p>【申請人入室】</p>
議長	<p>申請代理人の方ですか。</p>
代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>お名前をお願いします。</p>
代理人	<p>大和ハウス工業株式会社の〇〇です。</p>

議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明をお願いします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件につきましては、1月30日、地区担当の將司委員と鈴木推進委員、2月の現地調査班で調査を行いました。 場所ですが、案内図1ページをご覧ください。 申請があった生産緑地は、緑が丘西四丁目の畑で、緑が丘小学校の南西約470メートルに位置しています。 この農地は平成4年に生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしていましたが、疾病により、今後耕作を続けることが困難となったため、このたび買い取りの申し出をするに至りました。 この買取申出に際し、生産緑地法の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願が提出されたものです。 事由発生者の住所は船橋市にあるため、船橋市農業委員会へ事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、このたび証明書を交付したいとするものです。 なお、全部事項証明書等の添付すべき必要書類も併せて確認をしています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。6番 將司委員どうぞ。</p>
將司委員	<p>去る1月30日に現地調査を行いました。現地は梨畑などとして、適切に管理されておりました。 事務局から説明があった通り、申請人は疾病により、今後、耕作を続けていくことが難しく、このたび生産緑地の買取申出をしたいとの事であります。今回、申請人が、主たる従事者であったことの証明を発行するにあたり、問題ないと思われます。 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>今回の対象地以外にも生産緑地はお持ちでしょうか。</p>

代理人	一か所あります。今回の対象地の西側の畑です。
間野委員	船橋市にはお持ちですか。
代理人	農地はありますが、生産緑地はなかったと思います。
間野委員	今回と同一の理由では、他の生産緑地の買い取りの申し出はできませんがご存じですか。
代理人	公園緑地課と農業委員会で説明があったので、申請人も理解しています。
議長	今回の生産緑地以外の農地はどなたが耕作するのですか。
代理人	田んぼと梨が専門の農家さんで、奥さんと娘さんが耕作すると聞いています。
議長	他に質疑ありますか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。申請代理人は退場してください。
	【1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第1号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号については，原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第2号 農地法第5条の件，県許可分， 1番 申請人の出頭を願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人及び申請代理人の方ですか。</p>
申請人 代理人	<p>はい。</p> <p>はい。</p>
議長	<p>それぞれお名前をお願いします。</p>
申請人 代理人	<p>八千代市教育委員会の宮澤です。</p> <p>雅工房株式会社の〇〇です。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては，1月30日，地区担当の將司委員と鈴木推進委員，2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所ですが，案内図2ページをご覧ください。大和田新田麦丸台の畑でJA八千代市本店の北西約230メートルに位置しています。土地利用計画図は次の3ページにありますので併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は，申請地は土地利用計画図のとおり開発計画があり，開発事業予定者と八千代市教育委員会と協議した結果，申請地は埋蔵文化財包蔵地とのことであり，開発事業前に埋蔵文化財の試掘調査が必要であるため申請に至っています。内容としましては，八千代市教育委員会が埋蔵文化財の試掘を行うため土地を使用貸借し，農地の一時転用申請したいとするものです。</p> <p>なお，試掘が終了した際は農地に復元しますが，その後，宅地の建設を目的</p>

	<p>とした開発許可の取得及び農地転用許可申請を予定しているとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準につきましては、まず農地区分につきましては、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種農地及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地であります。第2種農地は第1種農地と同様に、申請に係る農地を文化財発掘等の目的で、調査研究の用に供する場合は、農地法施行規則第35条第1号の規定により、例外的に許可できるものとされています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準につきましては、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力については、試掘費用は予算の範囲内で八千代市教育委員会の負担で行うこととなります。転用行為の妨げとなる権利の有無について、当該地に借受人はなく、妨げとなるものは確認できません。周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接に農地がありますが、土砂等の流出がないように試掘を行うとのことです。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。6番 将司委員どうぞ。</p>
将司委員	<p>去る1月30日に現地調査を行いました。現地は作付けされておりませんが、適切に管理されている状態でした。</p> <p>事務局から説明のあった通り、今回は、開発前に埋蔵文化財の試掘を行う必要があるため、一時転用して調査を行うこととなりますが、調査後に農地へ復元することとなりますので、申請については、問題ないと考えております。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。加茂委員どうぞ。</p>
加茂委員	<p>試掘後の開発は、どのような計画で進める予定なのでしょうか。</p>
代理人	<p>土地利用計画図を見ていただいて、6区画の建売分譲を考えています。</p>
加茂委員	<p>今回の申請と開発の際の転用申請は審査要件が異なりますので、承知いただいた上で農業委員会と十分協議を行いながら進めていただくよう要望します。</p> <p>次に教育委員会の方にお聞きしたいのですが、申請地周辺で本調査になった</p>

	実績はありますか。
申請人	縄文時代のものが多少出たことがあり、限定的な本調査になったことはあります。
議長	現地は傾斜がありましたが、排水はどうなりますか。
代理人	今詳細の設計図を描いているところですが、勾配がなく結構きついです。道路拡幅したところに排水溝を入れて、今後担当課と協議していきます。
議長	他に質疑ありますか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。申請人及び申請代理人は退場してください。
	【1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第2号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。
議長	議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第2号については、原案のとおり決定しました。

	<p>【浅野委員遅参入室】</p>
議長	<p>次に、議案第3号及び第4号については、ともに市民農園開設の承認申請となりますが、平成30年6月27日に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」という新しい法律が制定され、同年9月1日に施行されてから初めての案件であるため、先に制度の概要について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>【制度の概要説明】</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質問等ありませんか。</p>
	<p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、審議に入ります。</p>
議長	<p>●議案第3号 特定農地貸付けの承認の件、 本議案につきましては、申請人が来ておりますので、入室を認めます。</p>
	<p>【申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方ですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>それぞれお名前をお願いします。</p>
申請人	<p>株式会社やちよリーダーファーマーズの〇〇です。 やちよ農業交流センターの〇〇です。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件の申請内容につきましては、特定農地貸付法による市民農園の開設です。場所につきましては、案内図4ページをご覧ください。島田桑納道の畑で、やちよ農業交流センターから西約50メートルに位置しています。</p>

	<p>現地調査は1月30日、地区担当の立石勝則委員と立石秀夫推進委員、2月の現地調査班で行いました。</p> <p>申請理由は、特定農地貸付けの承認です。</p> <p>特定農地貸付けの審査要件ですが、「対象農地が周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の見地から、適切な位置にあり、妥当な規模を超えていないものであること」については、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断する場合ではないこと、利用者の数等を勘案し妥当な規模であることを確認しています。「募集及び選考方法が公平かつ適切なものであること」については、一般公募により行われることを確認しています。「貸付規程に記載された条件等が有効かつ適切なものであること」については、貸付面積は1区画40平方メートル、利用者は複数人、貸付期間は1年、農作物の栽培が営利目的ではないことを確認しています。「賃借権などの権利を有する農地ではないこと」については、賃借権等の権利を既に有している農地での開設ではないことを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。立石秀夫推進委員どうぞ。</p>
<p>立石秀夫推進委員</p>	<p>去る1月30日に現地調査を行いました。現地は作付けされ、適切に管理されておりました。本件については、(株)やちよリーダーファーマーズが当該農地を借り、市民農園を開設したいとするものです。</p> <p>事務局から説明があった通り、特定農地貸付けの要件を満たしており、周辺農地の利用に与える影響もないことから、承認について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。齋藤委員どうぞ。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>農機具の貸し出しを行うと思いますが、図面上では確認できませんが、その置き場所は確保していますか。</p>
<p>申請人</p>	<p>体験農園の倉庫があるので、そこを利用します。</p>
<p>議長</p>	<p>私から確認ですが、賃借料はいくらですか。</p>

申請人	40 平方メートルで農具の貸し出しも含めて年間 2 万円です。
議長	いつから募集するのですか。
申請人	4 月 1 日号の広報及びホームページで 15 日間募集し、16 区画を超える場合は抽選で、利用は 5 月 1 日からを考えています。
議長	他に質疑ありますか。石井孝治推進委員どうぞ。
石井孝治推進委員	耕作者は図面上のどこを通過して自分の区画に入るのですか。
申請人	図面の NO1, NO2 とか数字がふってある部分が幅 1 メートルあるのですが、ここが区画への進入路になります。植物残渣が出た場合は左右の土手の部分に置き場所を作ります。
石井孝治推進委員	図面で見えてわかるように表示してください。
議長	今まで体験農園でやっていたところをなぜ市民農園にするのですか。
申請人	体験農園での経験を経て自分の好きな野菜を作りたいと考える人が多いのです。
石井孝治推進委員	先ほどの質問の件ですが、特定農地貸付規定の「指定された区域以外に立ち入る等他の借受者に迷惑を及ぼすこと」に抵触しないようにして下さい。
議長	他に質疑ありますか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。申請人は退場してください。
	【1 番 申請人退室】
議長	議事を進めます。

	<p>これより議案第3号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第4号 特定都市農地貸付けの承認の件、 本議案につきましては、申請人が来ておりますので、入室を認めます。</p> <p>【申請人入室】</p>
議長	<p>申請人及び土地所有者の方ですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
土地所有者	<p>はい。</p>
議長	<p>それぞれお名前をお願いします。</p>
土地所有者 申請人	<p>土地所有者の〇〇です。 株式会社アグリメディアの〇〇です。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件の申請内容につきましては、特定都市農地貸付法による市民農園の開設 です。場所につきましては、案内図5ページをご覧ください。大和田新田飯盛</p>

	<p>台の畑で、八千代市消防本部から東約 150 メートルに位置しています。</p> <p>現地調査は1月30日、地区担当の將司委員と鈴木推進委員、2月の現地調査班で行いました。</p> <p>申請理由は、特定都市農地貸付けの承認です。</p> <p>特定都市農地貸付けの審査要件ですが、「対象農地が周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の見地から、適切な位置にあり、妥当な規模を超えていないものであること」については、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断する場合ではないこと、利用者の数等を勘案し妥当な規模であることを確認しています。「募集及び選考方法が公平かつ適切なものであること」については、一般公募により行われることを確認しています。「貸付規程に記載された条件等が有効かつ適切なものであること」については、貸付面積は1区画3平方メートル、10平方メートル、利用者は複数人、貸付期間は1年、農作物の栽培が営利目的ではないことを確認しています。「賃借権などの権利を有する農地ではないこと」については、賃借権等の権利を既に有している農地での開設ではないことを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。鈴木推進委員どうぞ。</p>
鈴木推進委員	<p>去る1月30日に現地調査を行いました。現地は作付けされ、適切に管理されておりました。本件については、(株)アグリメディアが当該農地を借り、市民農園を開設したいとするものです。</p> <p>事務局から説明があった通り、特定都市農地貸付けの要件を満たしており、周辺農地の利用に与える影響もないことから、承認について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。立石猛委員どうぞ。</p>
立石猛委員	<p>賃料が高いように感じますが、設定の根拠や実績などお聞かせください。</p>
申請人	<p>初心者を対象とした市民農園なので、種苗の配布から指導やイベント料も含んでいるので社の実績から考えても妥当な金額と考えています。</p>

立石猛委員	区画数が多いですが、この農園に来る手段として徒歩や自転車、車などあると思いますが、どの程度を想定しているのですか。
申請人	9割は徒歩・自転車で、車の利用は1割以下と想定しています。週1回の来園の予測ですと、車の駐車場は3台程度あれば大丈夫ですが、万が一確保分がいっぱいで溢れた場合は近隣の月極パーキングの利用を想定しています。
議長	将司委員どうぞ。
将司委員	来園は土日に集中しませんか。周辺の道路も狭いところなので車が集中した場合近隣に迷惑をかけるか心配ですが。
申請人	事前に過去の実績から台数を見込んでいます。利用者さん駐車場の利用を確認できるので、オーバーする場合は近隣の駐車場を借りられるように空き状況の確認などもしています。
将司委員	場所的に、また、荷物を持ったりで車の利用が多く考えられるので近隣に迷惑がかからないよう対応してください。
申請人	他の市民農園の実績から予測し、事前に対策を考えて対応していきます。
議長	鈴木推進委員どうぞ。
鈴木推進委員	東側には家があるので、日陰になると思いますが、その区画も同額ですか。
申請人	そのあたりも事前に調査の上同一額としました。
議長	他に質疑ありますか。間野委員どうぞ。
間野委員	駐車場にする部分は転用の必要はないのですか。
申請人	市民農園の付帯施設であるため、転用申請しないで対応できるという運用指針があります。砂利敷きやアスファルト舗装などはしませんので、何かしらの事態の場合はすぐに農地に戻します。
間野委員	アグリメディアさんが扱っている近隣の農園の貸付率はどのくらいですか。

申請人	総区画数の7から8割程度です。最初は5割程度でもロコミで広まり最終的には7から8割程度となっています。
議長	市民農園の開設は生産緑地が多いのですか。
申請人	私どもは地目に関わらず農園の相談を受けていますが、確かに生産緑地が多いです。
議長	石井孝治推進委員どうぞ。
石井孝治推進委員	水道は井戸ですか、市営水道ですか。
申請人	公道から上水道を引きます。使用料は私どもが一括で払います。
議長	今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	土地所有者への賃料はどのくらいですか。
申請人	参考程度にお答えします。市民農園として借りる場合として払えるのは、50万から200万円です。農地を農地として使うというシステムですので、他の土地活用に比べて金額が低くなるのはご承知いただきたい。農園利用者からの賃借料で3から4名分の人件費や広告費などを支払うようになります。
今井推進委員	スタッフの教育はどのようにするのですか。
申請人	面接をし、採用した後に研修をします。採用するのは、農業経験と接客のスキルがある人を採用しています。
今井推進委員	募集は区画を選んでするのですか。区画が虫食い状態で埋まると、管理も大変なのではと考えますが。
申請人	1次募集区画、2次募集区画と分け、1次募集が埋まったら2次募集とすることで管理がしやすいような計画をしています。
議長	他に質疑ありますか。

議長	<p>【「なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。申請人及び土地所有者は退場してください。</p>
議長	<p>【1番 申請人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより議案第4号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手，全員であります。 よって，議案第4号については，原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第5号 農地法第3条の件， 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番） 本件の申請内容は，土地の売買取得です。 場所につきましては，案内図6ページをご覧ください。米本下宿東の畑で，米本南小学校から東約550メートルに位置しております。 現地調査は1月30日，地区担当の島村推進委員と2月の現地調査班で行いました。 申請理由は，農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件につきましては，遊休農地及び貸付地はありません。機械の保有，技術についても永年，農業経営を続けてき</p>

<p>議長</p>	<p>た農家ですので問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、従事日数が 180 日ですので、150 日要件を満たしています。下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は 2,328 平方メートルですが、今回申請分の畑 1,209 平方メートルを合わせますと合計 3,537 平方メートルになりますので、30 アール要件を満たすこととなります。地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>続いて、担当委員の意見を求めます。島村推進委員どうぞ。</p>
<p>島村推進委員</p>	<p>去る 1 月 30 日に現地調査を行いました。現地は草刈りされ、適切に管理されておりました。本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（2 番）</p> <p>本件の申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>場所につきましては、案内図 7 ページをご覧ください。平戸真見穴の田 2 筆で、逆水橋から北西、約 410 メートルに位置しています。</p> <p>現地調査は 1 月 30 日、地区担当の黒崎委員と市川推進委員、2 月の現地調査班で行いました。</p> <p>申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第 3 条の許可基準の全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありませんが、貸付地があります。対象地は平戸の盛土事業地内にあり、現在は一時転用中になりますので問題はありません。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、従事日数が 220 日ですので、150 日要件を満たしています。下限面積要件につきましては、現在の耕作面積は 7,963.84 平方メートルですので、30 アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p>

	市川推進委員どうぞ。
市川推進委員	<p>去る1月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は田んぼとして、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。今井推進委員どうぞ。</p>
今井推進委員	<p>1番の案件ですが、30アール要件は借りて30アールになるという事でいいのですか。</p>
事務局	<p>借りて30アールになるので、要件を満たしているという解釈になります。新規就農の方であればゼロでも30アールを借りるなどすれば農家要件を満たすことになります。</p>
議長	<p>2番の件で、現地調査で見て境界が定かでなかったですが。</p>
事務局	<p>隣接者とトラブルのないように指導します。</p>
議長	<p>他に質疑ありますか。</p>
	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第5号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を</p>

	<p>求めます。</p> <p>【挙手】</p> <p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第5号については，原案のとおり決定しました。</p> <p>ここで暫時休憩とします。</p> <p>【暫時休憩】（午後3時～3時10分）</p>
議長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>●議案第6号 農用地利用集積計画審議の件については申請が9件ありますが，申請番号9番は委員が申請に関係しています。議案に関係する委員については，農業委員会等に関する法律第31条及び八千代市農業委員会会議規則第20条の規定により，議事に参与することができないとされていることから，申請番号1番から8番の審議・採決を行った後，9番について審議・採決を行います。</p>
議長	<p>それでは，議案第6号中1番から8番について，審議・採決を行います。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>それでは，お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります，令和2年第2回総会議案第6号案内図の1ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては，場所は米本赤作の畑2筆で，旧東消防署跡地から南約50メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は，使用貸借権の再設定です。</p> <p>貸出人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の，「全部効率利用要件」につきましては，遊休農地及び貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては，従事日数は300日となっており，150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（2番から4番）</p> <p>続きまして，案内図の2ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては，場所は佐山神崎の田外3筆で，神崎橋から</p>

<p>次長 局長</p>	<p>南約 300 メートル付近に位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定です。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1 反あたり、米 1.5 俵です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては、従事日数は 300 日となっており、150 日以上を満たしています。 説明は以上です。</p> <p>議案朗読（5 番） 続きまして、案内図の 3 ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は保品大埜の田外 2 筆で、阿宗橋からそれぞれ西約 640 メートル、南東約 450 メートル付近に位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定です。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、1 反あたり、米 1.5 俵です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては、農地所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。 説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（6 番） 続きまして、案内図の 4 ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は吉橋花輪向の畑外 4 筆で、花輪橋からそれぞれ北西約 180 メートル、北東約 200 メートル付近に位置しています。 借受人の申請理由は、賃貸借権の再設定です。 貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、10 アールあたり、11,800 円です。 利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては、従事日数は 300 日となっており、150 日以上を満たしています。 説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（7 番） 続きまして、案内図の 5 ページをご覧ください。 本件の申請内容につきましては、場所は島田坪作の畑 2 筆で、国道 16 号線</p>

	<p>の島田交差点から南西約 250 メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、使用貸借権の新規設定です。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地はありませんが、貸付地があります。対象地は効率的な利用のために法人島田に貸し付けていますが、適切に耕作されているため問題はありません。「常時従事要件」につきましては、従事日数は 300 日となっており、150 日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（8 番）</p> <p>続きまして、案内図の 6 ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては、場所は米本役山の畑外 1 筆で、米本南小学校からそれぞれ東約 340 メートル、北東約 640 メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定です。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、2 筆合計で、年間 10,000 円です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては、従事日数は 180 日となっており、150 日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。今井推進委員どうぞ。</p>
<p>今井推進委 員 事務局</p>	<p>申請番号 6 番で借りない面積 40 平方メートルがありますが、何か理由があるのですか。</p> <p>住宅側が法面になっているの耕作できない面積を除いているという事です。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>申請番号 8 番は、先ほど 3 条の許可にあった同じ人ですが、売買と賃貸借があるのはどうしてですか。</p> <p>売買するにあたり、当該地も耕作して欲しいということで利用権設定があがったということです。</p>

議長	<p>他に質疑ありますか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第6号中1番から8番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第6号中1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第6号中1番から8番については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号中9番について、審議・採決を行います。</p> <p>それでは、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>【〇〇委員退席】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（9番）</p> <p>続きまして、案内図の7ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容につきましては、場所は島田台四ツ海道の畑で、国道16号の島田台交差点から西約830メートルに位置しています。</p> <p>借受人の申請理由は、賃貸借権の新規設定です。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、年間で15,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」につきましては、遊休農地及び</p>

議長	<p>貸付地はありません。「常時従事要件」につきましては、所有適格法人の要件を満たしておりますので問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第6号中9番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第6号中9番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第6号中9番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>〇〇委員、入室願います。</p> <p>【〇〇委員入室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>●議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件につきましては、1月30日、地区担当の蜂谷推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行っ</p>

	<p>たものです。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の、8ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されていたので、利用状況について「議案第7号添付資料」の1～3ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>9番 深山委員どうぞ。</p>
深山委員	<p>去る1月30日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（2番）</p> <p>本件につきましては、1月30日、地区担当の石井会長、安原推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の、9ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されていたので、利用状況について「議案第7号添付資料」の4～7ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>9番 深山委員どうぞ。</p>
深山委員	<p>去る1月30日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第7号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第7号について、原案のとおり回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第7号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●報告第1号 会長決裁事項の報告について 農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p>
議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第2号 会長決裁事項の報告について 農地法第18条の件、事務局より報告を願います。</p>

次長	報告説明（1番と2番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第2号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	●報告第3号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から3番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	●報告第4号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
	報告説明（1番から8番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。

<p>議長</p>	<p>報告第4号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p> <p>その他としまして、私が2月6日に開催された八千代市農業再生協議会に出席しましたので、報告いたします。</p> <p>協議会の生産目安の推移について、作付面積は、443.9ヘクタールで令和元年度から25.7ヘクタールの増加。生産目安も2,246トンで元年度から138.2トンの増加となり、均等に皆さんに振り分けられるという事になりました。今年度増加の理由は八千代市の昨年度の面積が低く見積もられていたためという事で、来年度は減る見込みとの事、また値段に関してはまだ決まっていないとの事でした。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、1月30日に開催された八千代市農政審議会に立石勝則委員が出席されたため本日報告していただく予定でしたが、立石勝則委員が欠席のため、報告は割愛します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、第6回意見書策定委員会が開催されましたので、立石猛委員から報告願います。</p>
<p>立石猛委員</p>	<p>意見書策定委員会より報告いたします。</p> <p>1月10日、総会の終了後に意見書策定委員会を開催いたしました。</p> <p>主な協議内容は、意見書の回答内容に対する評価についてです。</p> <p>策定委員会としての意見書回答の評価をご説明します。</p> <p>項目1 「遊休農地対策について」では、多面的機能支払交付金事業の対象地区追加の求めに対し、1地区を増やせるよう予算要求しておりますので、一定の成果があったものと考えます。</p> <p>項目2 「担い手・新規就農者の育成や確保について」は、農業ボランティア制度の整備に関する回答が具体的ではないものの、新規就農者の確保に向けた補助金の予算を要求しているため、一定の成果はあったものと考えます。</p> <p>項目3 「有害鳥獣対策について」では、まずは生息状況や被害状況の把握</p>

	<p>に努め、有効な対策も調査するという事なので、具体的な内容を確認する必要がありますと考えます。</p> <p>項目4 「農業交流センターの活用について」では、テナントの賃料の減免が行われている点や、イベントによる活性化を図っているため、一定の成果があったものと考えます。</p> <p>項目5 「人・農地プランについて」では、今年度地図作成の進展が見られたことが一つの成果ではありますが、引き続き地域での話し合いの実施に向け、農業委員会としても協力していきたいと考えます。</p> <p>以上が回答に対する意見書策定委員会の評価です。全体的な評価として、具体的な回答があった点は評価できると言えますが、項目3については要求に対し、満足のいく回答が得られなかったため、引き続き内容の説明を求めていきたいと考えております。</p> <p>意見書策定委員会といたしましては、要求額が予算として確定した時点で、予算額及び項目3についての詳細な説明を農政課からいただきたいと考えておりますが、皆様のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>意見書策定委員会からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、立石猛委員より報告がありましたが、意見等ありませんか。</p>
	<p>【「意見なし」の声あり】</p>
議長	<p>意見等がないようですので、報告のとおり対応することとします。</p>
	<p>立石猛委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、第9回及び第10回広報委員会が開催されましたので、立石秀夫推進委員から報告願います。</p>
立石秀夫推進委員	<p>先月開催された広報委員会の報告をします。</p>
	<p>本日ほぼ完成している農業委員会だよりを皆さんに配付していますが、表紙の総会写真は今日改めて撮影したものと差し替えします。</p>
	<p>3月には出来上がりますので、委員の皆さんには配付をよろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。</p>
	<p>【「質問なし」の声あり】</p>

議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。 立石秀夫推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
事務局	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度スケジュール及び現地調査班編成について ○令和元年度第2回八千代市農業振興計画策定検討委員会の開催について ○農業未来新聞の配付について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書の回収について ○次回の総会について <p>3月9日（月）午後1時30分から 市役所 別館2階 第1・第2会議室 現地調査：3月3日（火） 午後1時15分集合 担当委員：加茂委員，間野委員</p>
議長	<p>以上で令和2年第2回総会を閉会します。</p>